

# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

- ・自動車交通部旅客第一課 亀井  
(電話) 06-6949-6445
- ・自動車監査指導部 大谷、和田  
(電話) 06-6949-6449

令和6年10月4日

## 伊丹市交通局に車両停止命令

この度、伊丹市交通局に対し、令和6年3月18日から同年6月28日にかけて行われた8回の報告に基づき行った調査及び同年4月23日に行った監査により、法令違反が確認されたため、令和6年10月4日付けで行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 1. 処分対象事業者及び営業所名

伊丹市（法人番号 8000020282073）

伊丹市交通局営業所（兵庫県伊丹市広畑3丁目1番地）

### 2. 調査により確認された違反

#### ○道路運送法第13条違反（運送引受義務違反）

- ・令和6年3月8日、JR伊丹停留所9時28分発山田停留所ゆき13系統における三師団・交通局前停留所において、旅客がバスを待っていたにもかかわらず、乗車意思の確認を行わず、運転者の思い込みで乗車しないものと判断し、乗車させることなく発車しており、結果、正当な理由もなく、運送の引受を行わなかった。

#### ○道路運送法第16条第1項違反（運行計画に定める業務の確保違反）

- ・令和6年3月14日、鴻池東停留所11時50分発JR伊丹停留所ゆき7系統における千僧口停留所において、旅客が乗車しようとしてバスに向かっていったところ、乗車意思の確認を行うこともなく、運転者の思い込みで乗車しないものと判断し、そのまま停留所を通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。
- ・令和6年4月4日、山本団地停留所10時2分発阪急伊丹停留所ゆき31系統における辻村停留所において、旅客がバスを待っていたところ、当該バスの運転者が停留所の位置を認識することなく通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。
- ・令和6年4月12日、鴻池東停留所18時44分発JR伊丹停留所ゆき7系統における小井内停留所において、旅客がバスを待っていたところ、当該バスの運転者が停留所の位置を認識することなく通過しており、また降車する旅客がいたところ、降車させることなく通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。

- 令和6年4月18日、阪急伊丹停留所7時26分発山本団地停留所ゆき31系統における伊丹郵便局前停留所において、旅客がバスを待っていたところ、当該バスの運転者が停留所付近の旅客の動向を確実に確認できておらず、旅客の存在に気づくことなく停留所を通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。
- 令和6年5月20日、阪急伊丹停留所16時44分発山本団地停留所ゆき31系統における北村西口停留所において、降車する旅客がいたところ、運転者は降車確認ランプを確認せず、降車意思のある旅客がいることに気づくことなく停留所を通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。
- 令和6年5月24日、山本団地停留所6時53分発阪急伊丹停留所ゆき31系統における公設市場前停留所において、旅客がバスを待っていたところ、当該バスの運転者が停留所の位置を認識することなく通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。
- 令和6年6月12日、塚口停留所19時26分発三師団・交通局前停留所ゆき40系統における塚口小学校前停留所において、旅客がバスを待っていたところ、乗車意思の確認を行うこともなく、運転者の思い込みで乗車しないものと判断し、そのまま停留所を通過しており、定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。

#### ○旅客自動車運送事業運輸規則第12条違反（早発の禁止違反）

- 令和6年5月14日、荒牧バラ公園停留所7時0分発JR伊丹停留所ゆき2系統における南畑停留所において、停留所に掲示された時刻より前に発車させていた。

### 3. 監査により確認された違反

#### ①監査の端緒

令和6年2月26日、JR伊丹停留所発西野武庫川センター停留所ゆき（23時12分着）バスにおいて、最終停留所で車内にて寝ていた旅客に気づかず帰庫してしまい、帰庫後に運転者が旅客の存在に気づき、自宅まで送迎を行ったというもの。

同年3月26日、JR伊丹停留所発荒牧バラ公園停留所ゆき（21時18分着）バスにおいて、最終停留所で車内にて寝ていた旅客に気づかず回送運行を行い、回送運行中に目覚めた旅客に声をかけられ、回送途中の荒牧バス停留所にて降車させたというもの。以上の2事案を踏まえ、**同年4月23日に立入監査を実施。**

#### ②行政処分の対象となった違反内容

**旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項違反（運転者に対する指導監督義務違反）**

### 4. 行政処分の概要

延べ70日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両6両）

### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	7点
当該事業者が付された累積違反点数	9点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、近畿電鉄記者クラブ、兵庫県政記者クラブ